

平成29年度

定期巡回・随時対応型訪問介護看護開設事業者公募要領

平成29年6月

光市福祉保健部高齢者支援課

～目次～

<b>1 募集の概要</b>	<b>P 2</b>
(1) 趣旨	P 2
(2) 募集内容	P 2
(3) 事業の開始	P 2
(4) 応募者の資格要件	P 2
(5) 施設整備費及び開設準備経費に係る補助金	P 3
<b>2 応募の方法</b>	<b>P 4</b>
(1) 応募受付期間及び提出場所	P 4
(2) 質問票の提出及び回答	P 4
(3) 提出書類	P 4
(4) 提出に当たっての留意事項	P 5
<b>3 選定方法及び選定結果</b>	<b>P 6</b>
(1) 選定方法及び選定結果	P 6
<b>4 その他</b>	<b>P 7</b>
(1) 地位の継承	P 7
(2) 選定後の事業計画の変更等	P 7
(3) 選定の取り消し	P 7
<b>5 募集から事業開始までのスケジュール</b>	<b>P 8</b>
<b>6 参考</b>	<b>P 9</b>
(1) 質問票	P 9

## 1 募集の概要

### (1) 趣旨

光市では、平成27年度からの3か年の第6期光市介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めています。

そのため市では、在宅の要介護高齢者の日常生活を支えるため、入浴、排せつ、食事等の介護や、日常生活上の緊急時の対応など、安心して居宅での生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すサービスを提供する「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を募集します。

### (2) 募集内容

地域密着型サービス種別	事業所数	日常生活圏域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所	指定なし

※一体型、連携型どちらでも応募できます。

※日常生活圏域は指定せず、市内全域での事業実施とします。

### (3) 事業の開始

平成30年3月31日までに本市の指定を受け、事業を開始できること。

### (4) 応募者の資格要件

応募者は、次のいずれにも該当していることが必要です。

ア 地域密着型サービスの趣旨を十分に理解している社会福祉法人等の法人であること。

イ 応募事業者（運営法人）及びその代表者が次の欠格事項に該当しないこと。

(ア) 破産者で復権を得ないもの。

(イ) 国税及び地方税を滞納しているもの。

(ウ) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当するもの。

ウ 過去に改善命令を受けた法人においては、改善が終了し、かつ、改善を終了してから3年が経過している者。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きをしている法人でないこと。

オ 法人役員（就任予定者を含む）に次の各号に該当する者がいないこと。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）の構成員（暴対法第6号に規定するもの）。

(イ) 過去5年間に破産手続開始決定を受けた者。

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者。

(5) 施設整備費及び開設準備経費に係る補助金

施設整備等にあたっては、以下の補助金を交付する予定です。

補助金名	対象経費	補助額
ア 光市介護施設等整備補助金（ハード補助金）	施設整備に要する建築費（改修費を含む）及び建築事務費の一部	567万円又は対象経費のいずれか低い額
イ 光市介護施設等開設準備経費補助金（ソフト補助金）	開設に必要な需用費、給料、備品購入費等	1,030万円又は対象経費のいずれか低い額

【対象経費の考え方】

ア 光市介護施設等整備補助金（ハード補助金）

施設の整備に必要な工事費及び工事事務費

※工事事務費：工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費の 2.6%に相当する額を限度額とします。

※別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含みます。

イ 光市介護施設等開設準備経費補助金（ソフト補助金）

(ア) 利用者の心身の状態等の情報を蓄積し、随時適切に利用者からの通報を受け付けることができる通信機器及びシステムの導入

(イ) 利用者が適切にオペレーターに通報できる端末の購入

(ウ) 事業所開設までに必要なその他経費

※事業所の開設に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費

【留意事項】

ア 上記補助金を活用する場合は、別途、補助金交付関係書類を提出していただくようになります。

イ 補助金交付決定前に補助対象経費に係る契約締結や工事等の着工をすることはできません。

ウ 補助事業を行うために締結する契約等は、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければなりません。

## 2 応募の方法

### (1) 応募受付期間及び提出場所

#### ア 応募受付期間

平成29年6月9日（金）～8月31日（木）まで

午前8時30分～午後5時15分まで（土、日曜日・祝日を除く）

※公募要領等は、市高齢者支援課窓口又は市ホームページからダウンロードしてください。

- 平成29年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護開設事業者公募要領
- 応募申込書ほか提出書類（詳細は以下（3）を参照）
- 質問票

#### イ 提出場所

光市高齢者支援課介護保険係窓口（あいぱーく光④番窓口）

※申込書等の提出は、郵送によらず直接高齢者支援課窓口にご提出ください。

### (2) 質問票の提出及び回答

公募要領等の内容等で質問がある場合は、指定の様式により質問票を提出することができます。

※質問票への回答は、質問の有無に関わらず、全ての事業所に対して行います。

### (3) 提出書類

応募する事業者は、次の書類について正本1部及び副本5部を提出してください。

なお、副本は写しによる提出でも可とします。

#### 【提出書類一覧】

番号	提出書類	様式	備考
①	応募申込書	様式1	
②	事業計画書	様式2	
③	開設提案書	様式3	
④	管理（予定）者経歴書	様式4	
⑤	資金計画書	様式5	
⑥	収支予算書	様式6	
⑦	誓約書	様式7	
⑧	定款	—	
⑨	登記事項証明書 （全部事項証明書）	—	提出日以前1か月以内の発行
⑩	直近2期分の決算報告書 （貸借対照表、損益計算書、財産目録）	—	
⑪	納税証明書	—	提出日以前1か月以内の発行

⑫	開設までの整備スケジュール・工程表	—	任意様式 ※開設までに必要な手続き、資金調達、設計、工事等に係る日程等を時系列に記載したもの
⑬	開設予定地の土地登記簿謄本（全部証明）、字図	—	
⑭	開設予定地の位置図	—	

※様式については、市ホームページ（高齢者支援課）からダウンロードしてください。

(4) 提出に当たっての留意事項

ア ファイル等に書類を綴ること。

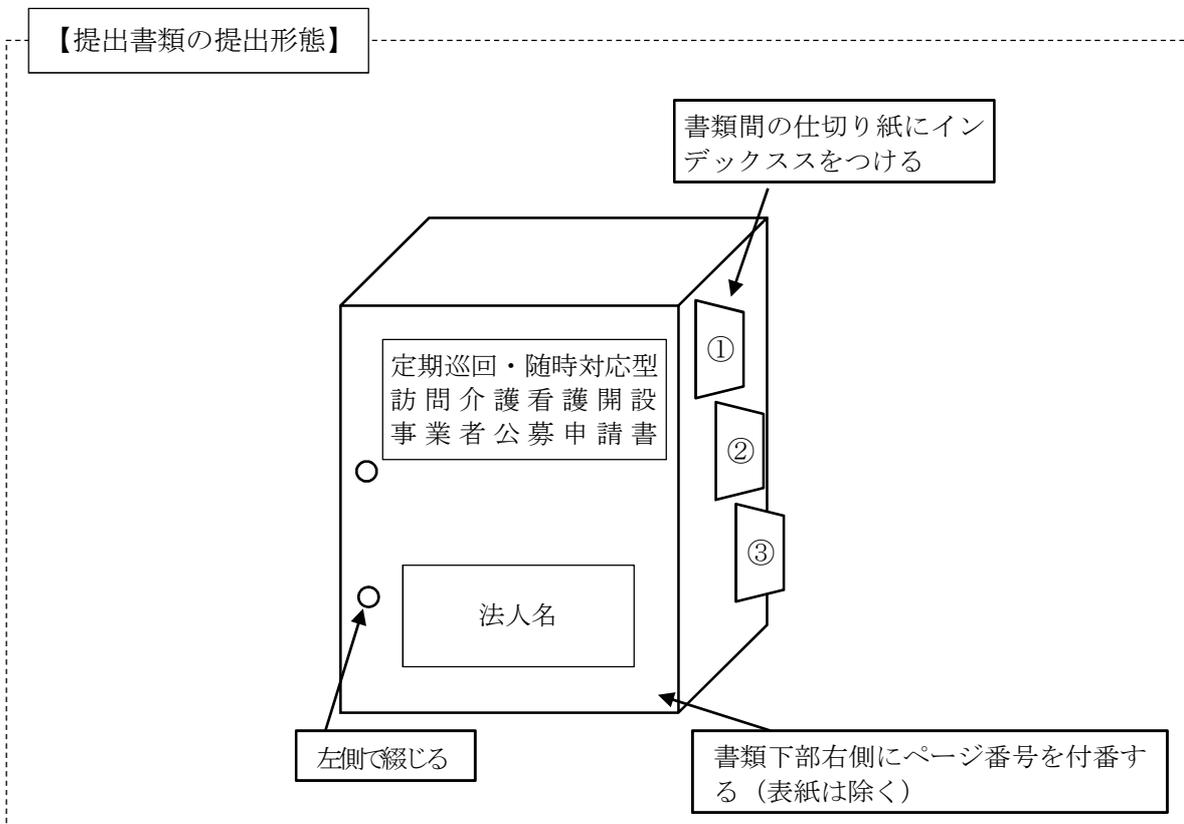
イ 項目ごとにインデックスを付けること。（インデックスには、「提出書類一覧」の番号を記載すること。）

ウ 用紙は原則としてA4版で作成し、図面などA4版のサイズを超えるものは折りたたむこと。

エ その他

(ア) 書類の作成その他応募に必要な一切の費用は応募事業者の負担とします。

(イ) 提出された書類は添付資料等も含め、原則として返却しません。



### 3 選定方法及び選定結果

#### (1) 選定方法

事業予定者の選定は、光市地域密着型サービス事業者選定委員会において、下記の選定基準に従い審査選考します。

なお、選定結果はすべての応募事業者に対し通知するとともに、市ホームページに掲載します。

#### 【選定基準】

番号	評価の基準
1	<b>【運営理念及び基本方針】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・本事業に応募した理由は適切か。</li><li>・地域密着型サービスに必要な制度等の目的を理解し、適切なサービスの提供を期待できるか。</li><li>・利用者に対する心身の状況等の把握、苦情・相談体制などについて、基本的な考え方や具体的な取組みは期待できるか。</li></ul>
2	<b>【事業内容の具体性】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業スケジュールに必要な手続きが盛り込まれ、適正なスケジュールと認められるか。</li><li>・事業所の確保は確実に見込まれるか。事業所から利用者宅への訪問に係る時間は適切であるか。</li><li>・利用者情報等を蓄積する機器、利用者からの通報を受ける通信機器等が、適切に備えられているか。</li></ul>
3	<b>【財源の確保・採算性についての考え方】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業所整備の資金計画及び資金の確保は認められるか。事業の計画に基づいた収支計画は安定かつ継続的な運営が見込めるか。</li></ul>
4	<b>【安全・安心への対策】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・危機管理体制や事故・虐待防止対策など、利用者の安全・安心への対策が図られていることが認められるか。</li></ul>
5	<b>【人材の確保・育成への対策】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・人員基準を満たす適正な人員配置が確保される見込みがあると認められるか。</li><li>・職員の資質向上のための取組み（研修等）が十分考えられているか。</li></ul>
6	<b>【地域住民や家族との連携・協力体制】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域との具体的な交流方法等が計画に盛り込まれているか。</li><li>・地域資源を活用する事業計画となっているか。</li></ul>
7	<b>【地域包括ケアへの対応】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域包括ケアシステムの一員として、地域づくりやまちづくりを担う意欲があるか。</li></ul>
8	<b>【これまでの事業の実績】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・介護サービス事業としての運営実績があるか。実績から事業所を良好に開設・管理運営できる見込みはあるか。</li></ul>

## 4 その他（留意事項）

### （1）地位の継承

事業予定者として選定された法人がその地位を譲渡し、又は他人に利用させることは、その理由に関わらず認められません。

### （2）選定後の事業計画の変更等

事業予定者として選定された後、事業計画の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長に申出を行い、その指示を受けてください。また、事業を中止する場合及び事業の遂行が困難になった場合は、速やかにその旨を市長に通知し、事業予定者を辞退していただきます。

### （3）選定の取り消し

事業予定者と選定された場合でも、次のいずれかに該当し、事業予定者として不適であると市長が判断した場合は、選定を取り消します。

ア 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があった場合

イ 事業予定者及びその関係者が市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認めた場合

## 5 募集から事業開始までのスケジュール

募集期間開始から事業開始までのスケジュールは、以下のとおり予定しています。

時 期	内 容
平成29年 6月9日（金） ～8月31日（木）	応募期間
9月中旬	書類審査⇒事業者決定
9月下旬以降	施設整備及び補助金申請 ※工事の着工は光市介護施設等整備補助金の交付決定 後からとなりますのでご留意願います。
開設1月前	事業所指定
開設	事業開始（平成30年3月末まで）

## 6 参考

### (1) 質問票

光市高齢者支援課 行

送信日		平成 年 月 日 ( )
送信元	法人名	
	担当者	
	所在地	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
質問事項 (内容は簡潔にお願いします。)		

※平成29年7月28日(金)までに、FAX又は電子メールにてご提出ください。

※回答は、高齢者支援課ホームページにて掲載します。

(問合せ先)

光市福祉保健部高齢者支援課介護保険係

◆住所：光市光井二丁目2番1号（光市総合福祉センター あいぱーく光内）

◆電話：0833-74-3003

◆FAX：0833-74-1034

◆電子メール：[koureisyasien@city.hikari.lg.jp](mailto:koureisyasien@city.hikari.lg.jp)